

## 札幌市告示第 366 号

令和 7 年度札幌市障がい者元気スキルアップ事業実施業務に係る公募型企画競争（プロポーザル方式）の実施について、下記のとおり告示する。

令和 7 年（2025 年）1 月 29 日

札幌市長 秋元 克広

### 記

#### 1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 3 階

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課就労・相談支援担当係 担当：斎藤  
電話（011）211-2936 FAX（011）218-5181

メールアドレス：[syurou-soudan@city.sapporo.jp](mailto:syurou-soudan@city.sapporo.jp)

#### 2 契約に関する事項

##### (1) 役務の名称

令和 7 年度札幌市障がい者元気スキルアップ事業実施業務

##### (2) 調達案件の内容

令和 7 年度札幌市障がい者元気スキルアップ事業の運営等。詳細は令和 7 年度札幌市障がい者元気スキルアップ事業実施業務の募集に係る提案説明書（以下「提案説明書」という。）による。

##### (3) 履行期間（予定）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

##### (4) 契約に至るまでの流れ

公募型企画競争（プロポーザル方式）により行う。なお、応募方法及び提出書類の詳細等については、提案説明書による。

ア 企画競争参加意向申出書等の提出

イ 参加資格の確認

ウ 企画提案書等の精査・企画提案・ヒアリングの実施

- エ 企画競争実施委員会による評価（最も評価が高い者を契約候補者として選定）
- オ 契約候補者と協議のうえ、随意契約により契約を締結

### 3 参加資格

本企画提案に応募する事業者は、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されているか、又は下記(1)～(5)のいずれにも該当しないこと。

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

- ア 契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 役員等（申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後、3年を経過しない者（ただし、これらの事由により既に札幌市

競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。)

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ 競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 直前1期の決算（当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算）における製造、販売、請負等の実績高がない者
- (4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
- (5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

#### 4 参加意向申出書及び企画提案書等の提出方法

上記1記載の契約担当部局へ、持参又は郵送により提出すること。

提出期限：令和7年2月27日（木）17時（必着）

#### 5 提案説明書等の交付方法

札幌市公式ホームページにて公開する。

##### 【公開ページのURL】

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keiyakuoho/kikakukyoso/skilup.html>